第1章 一般条項 第1条 (会員及びカード使用者)

第2条 (カードの貸与・管理・有効期限) (1) 本規約に定めるカードは、「freeeカード」、「freeeカードゴールド |の2種

。)有効期限は乙が指定するものとし、カード表面に記載した月の 末日までとします。 乙が引き続き会員として認める場合は、新しいカードを送付します。こ の場合、会員は、有効期限経過後のカードを直ちに切断のうえ破棄する まのと1 ます。

。のとします。 ウード有効期限内におけるカード利用による支払いについては、有効期 投経過後といえども本規約が適用されます。

第3条 (年会費) (1) 「freeeカードの場合、年会費は、乙が負担するものとします。 (2) 「freeeカードゴールド」の場合、会員は、カード1枚ごとに乙に対し毎年乙 所定の時期に乙所完の年会費を支払うものとします。 なお、支払済みの半会費は、理由のいかんを問わず返還しないものとし、年会費を支払 わない場合は、会員への特典を受けられないことを会員は承諾するもの

とします。 第4条 (暗野乗号)

第4条 (関係業券) (の会員は、人を申込み時に暗証番号を乙へ届け出るものとします。ただし、 届出かない場合または乙が暗証番号をして不適切と判断した場合には、 乙の指定した時証部券号を認することをもかいめが高するものとします。 (2)時証番号は、他人に別金れないよう 十分注意するものとします。 登録された確認番号がは、他人に知られないよう な異ないた。 暗証番号の管理について会員またはカード使用者に故意または過失かないと乙が認めた場合を除き、その利用代金はすべて会員の負担となり

ます。 第5条 (カードの機能) 会員及びカード使用者は、カードを利用して甲、その他之の加盟店並びに マスターカードに加盟した日本国内及び日本国外のカード会社・金融機関の 加盟店で取り物(権利の近収を約を含む、以下同じやサービス(以下)を修 という)の関係を受けること等(以下)カードションピング」というかできる ものとします。 第6条 (カードの利用可能枠)

第6条 (ケードの利用可能的)
①カードの利用可能的
②カードの利用可能的
②カードの
「カードの利用可能的を対している時間
・ ただし、乙が増出と認めた場合は、いつでも利用可能的を増加す
とは減度であるものとします。
②会員及びカードを用用は、乙が認めた場合を除急、利用可能的を超えて
カードを使用してはならないものとします。また。乙の非認を得て消
用可能的を超えてカードを利用して場合、利用可能的を超えた金額を一括して低からよびも向めします。
③日本別がでのカード利用可能的は、乙またはマスターカードが各国で定
めた金額までとします。

めた金額までとします。 (4)会員が乙から複数枚のクレジットカードの貸与を受けた場合には、それ

それのカードごとに定めた利用可能枠の合計額ではなく、別途乙が定め で通知する金額とすることができるものとします。

座」という)から□座振替の方法により支払うものとします。ただし、振 替□座の届出選延、金融機関に対する振替□座設定手続不備、会員の金 融機関との□座振替契約の解約その他振替□座の設定がされていない

画機関との日産保持契約の解約での指揮行用の設定がされていない 場合で他に公司に指定した場合には、乙階かの金融原則率への鑑め、 みその他の方法によるものとします。 なお、乙の指定の方法のうち、会 自分コンピニンスストラの政権付けを利用してカード場所を全気制 した。ことは、アースルトラの政権付けを利用してカード場所を全気制 した。ことは、アースの支払いがなどれたものとします。 カード戸側による支払金等の支払目は以下の定めによるものとし、で利 カードス自体を発し口能の設定手級が完了するまでは解月27日(甲 カードス会と同時に利用カードションピングを利用する方式の申込みの 利会は毎月3日とします。 電路 門間の設定手続が完了した知識に込みの 場合は毎月3日とします。 電路 門間の設定手続が完了した知識に込みの 場合は毎月3日、日は、空間への設定手続が完了した知識にある 議会職機関の場合日(日の日、毎日、空間への対しかな当場会 場合を始め、表別した金融機関の場合目におしませ、で進 場合を始め、表別した金融機関の場合目におしませ、では 場合を始め、表別した金融機関の場合目におしませ、では 場合を始め、表別した金融機関の場合目におしまして、 (國國・乙所定の日となります。以下回し)とし、旅晉口座が変更された。 合を除き、決定した金融機関の振菩日をもって支払日とします。③振 口座が変更された場合は、変更後の金融機関の振菩日をもって支払日

とします。
(3)支払日が金融機関休業日の場合は、翌営業日とします。
第8条 (日本国外の利用代金の円への換算)

第8条 (日本国外の利用代金の円への換算) 会員の日本国外におけるカード利用による代金は、所定の売上票または 伝票記載の外貨額をマスターカードまたは乙・提携金融機関間の所定の方 法で円貨へ換算のうき、国内カード利用代金と同様の方法で支払うものと

しょう。 第9条 (支払余等の充当順序) ※303米 (又加重等少元回酬明) 会員の返済した金額が本規約及びその他の契約に基づき乙に対して負担 する一切の債務を完済させるに足りない場合は、会員への通知なくして乙 が適当と認める順序、方法によりいずれの債務に充当しても長濃ないもの

が選出と認める順所、方法によりいずれの機能に充足して各場点からの 無い念。(報用等の責御) (1) 会似は、乙に対するカード利用による支払金等の支払いに要する費用(選 金字数料等)を我用するものとします。 (2) 会似は、乙が単込後(1) に基づる会似に対しっトットの再発行をした場合、 (3) 会似は、カード利用に関し、以下の費組を負担するものとします。 (3) 会似は、カード利用に関し、以下の費組を負担するのとします。 (3) 会似は、カード利用に関し、以下の費組を負担するのとします。 (3) 会似は、カードリーの機能を対して、200円(税扱り、20割機販売込む、基づ を表す。概要を対して、200円(税扱り、20割機販売込む、基づ が関の対すりを提出して、5人の制制料で費用、級定費用等公 の提成は、カードショッピングの支払金券支払い等に関し、以下の費用を の提出、カードショッピングの支払金券支払い等に関し、以下の費用を 力でより、200円(税扱り、②支払い運搬を会員の責任、 対すべ、等単によりことが問題は、上場合の海域に利用派針 手軽件(部付開放)組につき200円(税扱り、②支払い運搬を会員の責任、 対づべ、等単によりことが問題は、上場合の海域、回転電が 対づく、等単によりことが関係して、上場合の海域、回転電が 対づく、等単によりことが関係に対しませ、といる場合を会員の責任 はつまり、200円(税扱り、③乙が会員に対して報告を終め、10 に基づく 当日が近くまたり、30 に対して報告を表する。 10 によりことが関係といる場合に対して、10 に基づく 10 に基づく 20 会員が選出しまりた。10 に基づく 10 会員が選出しまり、第二とは、10 に基づく 10 会員が選出しまり、第二とは、10 に基づく 10 会員が選出しまり、10 に基づく 10 会員が関係とより、10 に基づく 10 に基づく 10

音画による際百年とに場合の当該限合に安した資料。 (5)会員が乙に支払う費用等に係る消費税が増税等の事情により増額と なった場合、会員は、当該増額分を負担するものとします。 第11条 (紛失・盗難等)

11条 (紛失・盗難等) カードまたはカード情報が紛失・盗難・詐取・横領等(以下単に「紛失・盗難。 という)により、他人に不正利用された場合、会員は、その不正利用代金

について全て支払いの責を負うものとします。 会員及びカード使用者は、カードまたはカード情報が紛失・盗難にあった場合、速やかにその旨を乙に通知し、最寄りの警察署に届け出るもの とします。こへの通知は、改めて文書で届け出ていただく場合があります。ただし、カード情報の紛失・盗難については、こへの通知で足りるも

のとします。 (3) 偽造カードの使用に係るカード利用代金については、会員は支払いの責

を負わないものとします。この場合、会員及びカード使用者は被害状況

を貸力ないものとします。この場合、会員及びカード使用名は度核状 等の機能に基づきるのとします。 等の機能に基づきるのとします。 力・性解用名に適まるは過光があるときは、その不正利用代念につい で会員が支払いの責を負うものとします。 第12条 (全角保険制度) 積をの規定とかかわらず、カードまたはカード情報の粉生、造響により、 他人に不性側された場合でも、こか別に必らカード会員保険制度契約 のだめに見たが進めた場合には、「歳が不必例による力・ド会自保険制度契約 のだめたことが進めた場合には、「歳が不必例による負の利害を保険 第13条 (カードの再発行)

第13条 (カードの再発行) (1)カードは、原則として、用発行いたしません。ただし、紛失、盗奪、爰排、 減失等で乙が認めた場合に限り、再発行するものとします。 (2)期刊接ぎを回避する目的等で、乙が必要と認かと場合、会員及びカード 使用者はカードの差券えに協力するものとします。 第14条 (カード郵送途中の事業に関する補償)

第14条 (カード郵送金中の事故に関する情情) こより祭記したカードが会員に接近はませつ時に、万一、紛失・盗権等 により会員以外の者に不正使用された場合、これによって生じた会員の損 等についてはたが負担するものとします。なお、こからカードを売退した旨 の適知を受けたにもかかわらずカードが未着の場合は、会員は、直ちに乙所 定の組出法によりたに届けれるものとします。。

第15条 (脱会並びにカードの使用停止と返却) (1)会員の都合により脱会する場合は、乙あてその旨の届出を行うものとし、 直ちにカードを切断後、返却または会員の責任で破棄するものとします。 カード利用による支払金等の未払債務を完済したときをもって脱会した

/こしょす。 - ド使用者を変更する場合は前項の脱会に準ずるものとします。 (3)会員またはカード使用者が次のいずれかに該当した場合、乙は、会員に 通知することなくカードの使用を停止し、または会員の資格を取り消す ことができ、これらの措置とともに加盟店に当該カードの無効を通知す

ことができまっているの構造とともに関盟的に言語カードの無効を連則す (人) 全部は一般の印象とした場合、企業規約のいまれかに認及した 場合、②カード利用による支払金等こに対する債務の履行を立った場 会、③会員の利用接急が乗し、延和した場合や企業を目的とした商品 第人、その総会員が認当した場合、3年末を目的とした商品 あ人、その総会員またはカード使用が引張を収率を目的とした商品 等人、その総会員またはカード使用が引張を収率を目的とした商品 においまれた。 ドの利用が不適切であるまたは社会的相当性を欠く利用であるとなが判 取した場合。②中原変更の届出を会等、会員の資本国等べき事由により 会員の原在が不明となり、こが会員との適盟追請について不能と判断 した場合、②中級、乙が会員として場合と判断。

(4)(3)に該当し、乙、乙の委託先または加盟店がカードの選却を求めたとき は、会員及びカード使用者は、直ちにカードを選却するものとします。 (5)カード回収に要した一切の費用は、会員が負担するものとします。

(5)カード原収に乗した一切の費用は、会員が負担するものとします。 新6条 (個別の利益後失) 会員が次のいずれかに該当した場合は、本場的に基づく一切の債務及び その他の契約にあってことは、負担する一切の支払債務について、当然 に開設の利益を失い当該本法債務の合館を移じませたものとします。 (当会前かか一利用目代金の支払・担信でもなった場合、(2)自ら最り出した手具、小サギが不満りになった場合、(3)差別、及差別、収差別、収益がのす 立てまたは海療数分を受けてから、(3)能に、2)に乗り、収差別、収益がの申 立てまたは海療数分を受けてから、(3)能に、3)に、10。 立てまたは海側数分を受けた場合、包板後、以中件半、特別清算、会社 里生やの他裏押しの側を処理手続の中立でを受けたとまたは自ら、 れらの中立でをした場合。 ⑤カードの他へへの探り、直流、貫入れ、担 保保持等、もしたコード目前の他への提供、または高値保管をも、 以下申じ、の買入れ、担保接供、通常、賃貸等、このカードの情報及び 高端の所有機を授予する行きもしましては、中でも行きとした場合。 本規念にの選供を提び、その違反が本規的の数大を選及となる場合 本規念に対していまった。

(南海条(3)⑤に流出する行為を行った場合、例ぐの際返貨の採用状態か 素しる際に比場合。 第7第 (編記場所)との資料をはカード検用者の作所、氏水・温熱水・温 産業を上に対して変更から、た場合には、内定の相目前により上に 適知するものとします。 (2)会員は、(1)の研用、氏炎等の変更の適知を立った場合、乙からの適知ま たは受付書類等が会員またはカード検用者に接着または不開まとなって、 のとします、ただは、(1)の任事、氏炎等の変更の適相を行ったかったこ とします、ただは、(1)の任事、氏炎等の変更の過程を行ったかったこ とします、ただは、(1)の任事、氏炎等の変更の組度を行ったかったこ としまり、ただは、(1)の任意、人の保証の組度を行かなかった。 とに対して、それを得ない場所があり、会員またはカード使用者がこれ を原則した場合は、ごの限りではないものとしまう。 (3)会員は人会後、運転免許証を得たして現存した場合、(4)年免許取用し後に 事業を受きを参加するものとしまり、この様でがほこまりで一選帳を 第38数 (今)国本格及が外国貿易管理に関する諸法を等の適用) 日本国外でエア・ドを利用する場合、現に適用されているまたは今後適用

日本国外でカードを利用する場合、現に適用されているまたは今後適用 される話法令、諸規約などにより許可書、証明書その他の書類を必要とする ときは、会員は、乙の請求に応じこれを提出するものとします。また、国外 の利用の制限あるいは停止に応じるものとします。

第19条 (債権譲渡) 第9条 (債権譲渡) (1) 会員は、乙が安旻に認めた場合、乙が本規約に基づく会員に対する債権 を第二者に担保に入れ、または譲渡すること、及び乙が譲渡した債権を 再び譲り受けることを、あらかじの製造なく落節します。 (2) (1) の債権譲渡をした場合においても、譲受人は乙に集全事券を委託す るものとし、譲受人から会員に対し集金事券券子を適出するまでは、会

目は、乙に本規約上の債務を各条項に従い弁済するものとします。

第20条 (規約の変更) 本規約を変更する場合、乙は、あらかじめ会員に変更事項を通知するも のとします。なお、通知書到達後カード使用者がカードを使用した場合は、 会員は、変更内容を承認したものとみなされることに異議ないものとします。 第21条 (準拠法) 会員と乙との諸契約に関する準拠法は、すべて日本法が適用されるもの

とします。 第22条 (含産管轄裁判所) 会員及び連帯保証人予定者は、本規約について紛争が生じた場合、訴領 のいかんにかかわらず、この本社、各支店、営業所を管轄する開島裁判所及 び地方裁判所を管轄裁判所とすることに同意するものとします。

第23条 (消費税) 本規約にかかわる諸手数料・年会費・その他について消費税が緊跳される 場合、または消費税率が変更される場合は、会員は、当該消費税相当額また は当該増額分を負担するものとします。 第24条 (住民票取得等の回激)

第24条 (住民職教等の印趣)
カードス合い名を会員及び選挙を終し、子と名は、本中込みにかかわる
審査のため、または途上管理にかからる審査のため、もしくは貨働管理の
ために、この必要と思めた場合には、カードス合い込み、会員をごを選挙を 減入予定者の住民職等をこの専門、利用けることに同意するものとします。 なお、会員及び運命を認入予定者は、乙が住民職等の必得に難し、会員の 人会切ら書の好し、この債権の状況を握する資料、その他父付条件とされ 交替を行政制御、提供するとという場合が、その他父付条件とされ を責任を行政制御、提供するとというな

第I章 カードショッピング条項 第1条 (カードショッピングの利用方法)

新 (メートンメリセンノン/WH/J / 22) (1) 会員及びカード使用者が、次の各号に掲げる加盟店(以下これらを総称して「加盟店」という)でカードを提示し、所定の売上票にカードと同一の自己の署名を行うこと、またはCAT・POS(信用無会構来機)で所定の利

記しの署名を行うこと、またはCAT・POS(信用組合業を辿りて所定の相 用方法に基づきあらかしたことは、目前は内部電子を付置を有限し、もしくは自己の署名を行うことにより買い物と危害の規則を受けることがようできるものとします(国の利用なご開究の意味を選及とありまし、カードの利用可能性の機関性であってもこのが選が必要とものます)。ただし、カードの利用可能性の機関性であってもこのが認めを要とものます」。ただし、カードの利用では一般であるから、「「「中、②この加盟」に、「マスターカードに加盟した日本国は及び日本日の外のカードからからない。」のマスターカードに加盟した日本国は及び日本日の地域でカード機能等がカードラョンにフタードの担じいう。
(2)、河東よはこの加速度でカード機能等がカードラョンにフターとが多か。 立ちによって、カード機能等がカードラョンにフターと「一般をかるの著稿等に関する料金については、会員は、加盟はから負は対するからとます。最下スターカードを加盟にフォードを開発がカースターカードションにフタの利用で金額をといっては、会員は、加盟はから負は対するカードションにフタの利用で金額をといっては、会員は、加盟はから負は対するカードションにフタの利用で金額をといっては、会員は、加盟は、対しているのでは、またない。

す。 所有権は、当該カードショッピングの支払金完済まで乙にあるこ るが、 とを、会員は認めるものとします。 (4) 乙は、会員またはカード使用者がカード利用可能枠と超えた利用をした 場合またはしようとした場合、カード利用可能枠以内であっても短期間

に換金性商品を連続して購入する等カードの利用状況が不審な場合、あ るいは第三者による不正利用の疑いがある場合において、カードの利用 を一時的に保留または停止することがあります。

ネット等による海外ギャンブル取引におけるカード利用や換金を目的と したショッピング取引におけるカード利用など、会員及びカード使用者 のカード利用が適当でないと判断した場合には、カードの利用をお断り

のカード利用が適当でないと判断した場合には、カードの利用をお貼り することがあります。また「高磁品(保备係、金数期等)については、利 用を制限もしくはお断りらせていただく場合があります。 (3) C.は、第二巻はこるカードの不使用を制度するとかどの変とと認かた 場合、加密房に対し会算及びカード使用者のショッピンタ利用的による 場合、加密房に対し会算及びカード使用者のショッピンタ利用的による 場合、加密房に対し会算及びカード使用者のショッピンタ利用的による 扱いて同じうが開放に接近されば加速された第一、カードの第二者に表 おいて同じうが開放に接近されば加速された第一人。一を用き出しま作 となります。 こる不使初を切けても目的かたがに、乙が当該加速度より情報を受けた。 こる不使初を切けても目的かたがに、乙が当該加速度より構造を受けた。 こませ、日本の主義を対している様人情報を無合し、一級の有無を追放回路と に対して関係では多いが、といる場合をして、会員がカード情報を得ま に対して関係では多いが、といるのも無法がある。 (3) C.は、こが基準制度をの決定を決し、適信が上でことができます。 この場合において、混合をの他の時は、12 会員便物の更大、カード等 のの意思、を必要がある。 日本のをの他の場合は、加速の場合になります。 日本の他の場合に対して、日本の他の時による会員便物の更大、カード等 のの意思、全の他の時には、12 会員便物の要人、カード等 のの意思を対して、日本の地の時によりカード情報を明ま 対するものとします。ただは、「環境知度別の要請によりカード情報の変 製作器をとなる会員に任める「知識をは、現金のという」

(9会国及びカード使用形は、現金取得目的のカード利用等をしてはならないのとします。
「カードショッピンの海の月・支払方法等」
「カードショッピンの海の月・支払方法等」
「カードショッピンの海の月・支払方法等」
「カードショッピンの表が、11時は、7分割と、オース 年間 分解に、ボーナス 年間 分解に、ボーナス 年間 公確に、 11時は、7分割と、 7分割と、 7分割と、 7分割に、 7分割

入あっせんの手数料(本章において、リボルビング払いにおける包括信 用購入あっせん手数料と併せて、単に「手数料」という)は、下記のとおり ごします。●甲で利用の場合 支払回数(回) 1 2 3 5 6 10 12 15 18 20 24

支払期間(か月) 1 2 3 5 6 10 12 15 18 20 24 2~6

手数料の料率 (実質年率・%)	0	A 0	B 10.0	12.2	13.5	13.8	14.5	14.7	14.8	14.9	14.9	14.9	0
現金価格100円 当たりの手数料 の額(円)	0	0	1.26	2.04	3.4	4.08	6.8	8.16	10.2	12.24	13.6	16.32	0
●甲以外の加盟店で利用の場合													
支払回数(回)	1	2	2	3	5	6	10	12	15	18	20	24	が上れれ
支払期間(か月)	1	- 2	2	3	5	6	10	12	15	18	20	24	2~6
手数料の料率 (実質年率・%)	0	A 0	B 10.0	12.2	13.5	13.8	14.5	14.7	14.8	14.9	14.9	14.9	0
現金価格100円 当たりの手数料 の額(円)	0	0	1.26	2.04	3.4	4.08	6.8	8.16	10.2	12.24	13.6	16.32	0

ボーナス併用分割払いの実質年率は、上記と異なる場合があります。 〈支払総額の具体的算定例〉 現金価格10万円、支払回数10回でカードを利用した場合

ないものとします。 (4)①リボルビングれいの場合、会員は、カードショッピングの締切日にお

①リポルセンア払いの場合、会員は、カードショッピングの締切目にお 大台 日本国内及び日本国外での相互の金額 (現金館格) の残高 (以下 利用 残高 (上 いう)に対して、実質を当5.0% (実質) 利1.2% (の水海科を支 払うものとします。 ただに、剥削がりでします。 適日までの目載にかかわらずけが月少とします。 利用等な10円間にかかわらずけが月少とします。 利用等な10円間にかかけるがけるが分かを(支払額)の具体的算定例> 利用等は20円で場合 (10,000円 - 10,000円 - 10,00

数料を加えた額が弁済金(支払額)以下となる場合は当該金額)を支払う ものとします。なお、当該弁済金(支払額)には①に定める方法により計 算された手数料を含むものとします。ボーナス併用払いは年2回を限度 とし、支払月及び加算金額 (1,000円単位) は会員があらかじめ乙に届け出

3リボルビング払いの場合、毎月の弁済金(支払額)は、次のとおりとします。 利 用 残 高 (国内、国外利用分の合計) 1円 ~ 5万円 5万円超 ~ 10万円 10,000円 10万円超 15.000FI

第3条 (遅延指害金)

E) ョッピングの支払金を習添1.た場合は、支払日の翌日か 会員がカードショッピンクの支払室を理じした物ロロ、ストロール... ら支払日に至るまで当該支払金に対し、以下の年率を乗じた額の遅延損 ら支払日に至るまで当該支払金に対し、以下の半半を乗じた額の遅峰損 音金を支払うものとします。 ①支払回数が回払い以外であり、かつ商品、役務、割譲販売法の定める 指定権利に関する取引については、当該支払金に対し、年146%を乗じ た額とカードショッピングの支払金の残金金額に対し、商事法定利率を

乗じた額のいずれか低い額。②リボルビング払い、支払回数が1回払い、 または支払回数が1回払い以外であっても割減販売法に定めのない権利 に関する取引については、当該支払金に対し、年14.6%を乗じた額。 (2)会員が、期限の利益を喪失したときは、期限の利益喪失の日から完済の 日に至るまでカードショッピングの支払金の残金全額に対し、以下の年

乙所定の割合による金額の払戻しを乙に請求できるものとします 第5条 (東ホケカロ7等を提供内容の相談 会員及びカード使用者が見本・カタログ等により申込みをした場合において、引き渡され、または提供された商品、役務が見本・カタログ等と相違していることが明らかなときは、遠やかに会員は、加盟内に商品の交換または、円程提令中に出るか、または清徳次質契約や交替後代表的(以下・元質契約) 短性で中し口のが、または当該元貝の利や収荷後世の利(以下)元貝の 見という)の解除をすることができるものとします。なお、売買契約等を した場合は、会員は、速やかに乙に対しその旨を通知するものとします。

第6条 (Cクレジット) 会員及びカード使用者が、ショッピングにあたり、ビクレジットを利用の 場合には、乙が指定する加盟店においては、売上票への署名に代えて、会員 自身が暗証者を登る端末機等・スカナするものとします。ただし、海末機の故 障等の場合もしくは別途乙が適当と認める方法を定めている場合には、他 の方法でカードを利用するものとします。

【反社会的勢力の排除について】

LIX土工町野川の神際について」 (1)会員及び連帯保証人子定者は、会員及び連帯保証人子定者が現在、次の 版を与える者)。(2特殊知能等刀集団等(個各等に掲げる省以外の、等刀 間との関係を背景に、その歳力を用い、または暴力間との資金的繋がり を有し、構造的な不正の中核となっている集団または個人)。 8前各号 に掲げる者(以下) 暴力団員等)という)の共生者(暴力団員等の資金獲得 活動に乗し、または、暴力団員等の歳力、情報力、資金力等を利用するこ とによって自らの利益拡大を図る者(暴力団員等が経営を支配し、また は経営に実質的に関与する関係を有すると認められる者、不当に暴力団 員等を利用していると認められる関係を有する者、暴力団員等であるこ とを知って資金等を提供し、または便宜を供与する等の関係を有する者 暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有する者))。 ⑨その他前各

m2月間刊で、在江河山・州郷 5.14 へと同様を有する音)。②その他館を 等に率する第 (2)金利度で発売能入下之常し、自らまたは第一条を利用して洗いいずれ (3)金利度で発売する会計わないことを当社に維勢するものとします。 (3)金利度で展示する。会社が変化を超えたするを要求する。③計せ との取引に関して常治的なご動をし、もしては暴力を用いるする。③計せ との取引に関して常治的なご動をし、もしては暴力を用いるする。④計せ との取引に関して常治的なご動をし、もしては暴力を用いるする。④表 は当社の影響を妨害する行為。⑤全の他前を号に率する行為。 (3)金利度で運動を別事であておった。 (3)金利度では一般では、当社は大きない。 場合には、当社は公園に適加することなくカードの使用を停止し、また は公員の受険を設計するとかできるものとします。。の場合、会員は 社に対する本社信僚を選がことがものとします。 (3)はよりまりで誘きを引きることなどものとします。 (4)(3)はよりまりで動きを引き、

【カード会員保障制度規約】 第1条(カード会員保障制度の内容) カード会員保障制度(以下「本制度」という)とは、ライフカード株式会社 (以下「当社」という)が会員に発行するタレジットカード(以下)カード」とい う)または会員を多・有効開と、セキュリティコード等(以下)カード情報」と いう)が、紛失・盗難」という)により保障 期間中に他人に不正使用された場合において、会員が被る損害を当社が保

第2条 (保障期間) (1)本創度の保障期間はカード登録日から1年間とし、初日の午前0時から末 日の午後12時に終わります。 (2) 本制度は、カード会員資格存続中は毎年自動更新となります。

(2)不到成は、カート設計(依付条件は毎年日期更更だなります。 第3条 (紛失・進塵無比と損害後期期間) (1)カードまたはカード情報が紛失・盗難にあったときは、会員は直ちにその 旨を当社及び能力の警察がへ届けるとともは、当社所定の届旧書を提 出するものとします。ただし、カード情報の紛失・盗撃については、当社 への通知で促りるものとします。

します。
(3)動法により当社が保障する損害は、前途の紛失・盗難の通知を当社が受 理した10の60日間以降に行われた不定使用による損害します。 粉金 (機能をない。場態) 新金 (大きない。場場) 下またはカート ド情報が示正使用された場合、当社は代表に対してカードまたはカー を含まが発出するのとします。

が負担するものとします。 ≒員またはカード使用者の故意または重大な過失によって生じた場合。 ①会員またはカード使用者の放棄または重大な選択によって生た場合 ②会員の役員もしくは定業員で必要の資産者によって使用された場合 合またはカード使用者の家族、同時人、留守人等、カード使用者の関係 若によって使用された場合。③金は、高級、役争また財産が入してい カードまたはカード特殊によって生じた場合。②会員規則に違反してい る状況において新史・選番が生じた場合。③カーの著名側にカード使 用者の署名がない状態で引着が優生した場合。⑤東等、施窓等、著しい 社会秩序の認及の部に命子・運参学生にお場合。⑦新年・業等の測度を 社会校庁の応銘の際に朝文・遊離が生じた場合。②刺文・避難の連加を 当社が受理した日の61日以前に損害が生じた場合。③会員またはカー ド使用者が当社の請求する書類を提出しなかったり、当社が行う被害状 況の両者に協力せず、また損害防止軽減のための努力を行わなかった場 なの調査に協力です。また組長物に軽減のごめの労力を行わなかったか 金、電解証券の人力を件する関いで制度が低生た場合。ただし、当社に 登録されている解証券分の管理について、会員またはカード使用者に改 意または過失ないと当社が認めた場合はこの限りではありません。値 転売を目的とした商品購入。その他会員が現金取得をま目的としたカー ドショッピンク利用等、社会的相当性を欠く利用を行った場合。電その

(1) 高温等についてのお問い合わせ、ご相談はカードをこ利用された無理に にご連絡ください。 (2) 本規約についてのお問い合わせ、当社に対するご相談、ご意見及び苦情 は、下記ライフカード株式会社におたずおください。 ライフカード株式会社 いてのお問い合わせ、ご相談はカードをご利用された加盟店

フィフルート株式 大札 東京都港区芝231-19 パンザイビル 〒105-0014 カスタマーセンター/横浜市青葉区荏田西1-3-20 〒225-TEL.(045)287-0071(受付窓口/インフォメーションセンタ ₹225-0014

個人情報の取り扱いに関する同意約款

いう)を含む当社との取引の与信判断及び与信後の管理のため、以下の いか」を含む著社との現代の今倍和物度な少有保砂が無力なか。以下の 情報に出たるを終して個人情報というを当該が規模書を建したす。 意します、なお、与信報の管理には、カードの利用構想。会員及び滞留 保証人へのカードで利用代金のおよ社等のご案内とは基準的場合を 合むとすること、法令に基づきは同じませませる。 経版人の個人情報に入会申込券ので、政義協独等等とが区野村に連絡 位在区の個人情報に入会申込券ので、政義協独等等とは区野村に連絡 大の職と所属に公司はありている。 一般に対象のでは、日本の報告を表現した。 一般に対象のでは、日本の報告を表現した。 「一般に対象のでは、日本の報告を表現した。」 「一般に対象のでは、日本の報告を表現しため、日本の報告を表現した。」 「一般に対象のでは、日本の報告を表現した。」 「一般に対象のでは、日本のでは、日本の報告を表現した。」 「一般に対象のでは、日本のでは、日

ます。 ①当社所定の申込書に会員が記載した法人名、代表者名、所在地、電 る情報。①本契約及び本連帯保証契約に関する支払開始後の利用残高、 月々の返済状況、債権譲渡等の情報等、会員及び連帯保証人との取引に 関する情報。③本契約及び本連帯保証契約に関する会員及び連帯保証 人の支払能力を調査するためまたは支払途上における支払能力を調査 するため、会員及び連帯保証人の資産、 人の支払能力を調整するためまたは支払違上における支払能力を開発するため。負債の資産を するため。負債の支債の対象に関係するできるとの支援のでの資産 負債、収入、之前、会計が収益に関係するできるのとの事態を 負債、収入、之前、会計が収益に関係するできるのとの事態を 負債、収入、之前、会計が収益に関係するできるのとの事態を 人の元素を提出して制度ないことを確認するため、自身、20万億円を提出した ら成本の提示またはおしの交付を受けた温度を対象に、健康保険証券のよう 人権認度等的よいに関金した。公司の情報に対して、4人権認定制度にしたの 力を は、自分を対象に対象に対象に対象に対象に対象に対象に対象がある場合、当成実験の申込み等をした事実及び当該契約に関するを制御を 格、自分会員の工業を担けまたして、10万円を表し、日本での事態に認め合 会に基づく付用情報を行るというに対象を のでは、20万円では、20万円では、20万円では、20万円では、20万円では を を を の会員をとびるが関係により、20万円では、20万円では、20万円では、20万円では の会員をとびるが関係により、20万円では、20万円では、20万円では を を を を 会に基づくして環境が関金行った後でイクルをは会計に変な合併され 会にある。10万円では、20万円では、20万円では 会にある。10万円では、20万円では、20万円では 会にある。10万円では、20万円では、20万円では、20万円では 会にある。10万円では、20万円では、20万円では、20万円では 会にある。10万円では、20万円では、20万円では、20万円では 会にある。10万円では、20万円では、20万円では、20万円では 会にある。10万円では、20万円では、20万円では、20万円では 20万円では、

加限比手数料等の精算のため、(1) ①一切の側人情報を利用することに 同意するものとします。 (4) 当社の企業プランドと共に当社の展集先企業の企業プランドをあわせ 表示したクセントカード以下投機カード」というと中込みの場合し、 当社なび提携カードの提供を企業(その総会社、関連会社、経済会社を 合み、以下「保護会企業」という会社は、2014年であイントーで ス、その他の提携カードに付着するカービスを当社及び提携的企業が共 同して提供するために全要が規則で(1) ②一切の情報を採用し、

同して提供するために必要を範囲内で (I) ①一級の個人情報を共同して 利用することに同意するものとします。 (5) 当社が保有する個人情報には、本申込み及び本連の展証契約時に会員 及び連常保証人から受削し行情報(当計が当該申込みを否決した場合) 及び本契約及び本連常保証契約が終了し、または会員及び連常保証人 が完活した後の情報を含むものとし、当社が一定期間利用することに同

変します。
第2条 (個人指輪の利用) 法社が下記の目的のために前3条(1)①・③の例
会員及び進帯除証人は、社社が下記の目的のために前3条(1)①・③の例
人指数を利用することに同意しまった。
(1)当社の事業とおける前端配格。前3倍のの事業における近点券
当当社の事業とおける前端を、前端配格。②社の事業における近点券
当当社の事業とは、カセント事業(クトジットカード事業をなわ、歳
実事業(配距集集を全代下事業の少定業が同等と当社の言葉を持ち、 出版日、提携が企業・その他年業力の言葉が同等と当社の言葉を持ち、 は人工活代する事業等で、当社の技術事業という。
第2条 (個人指導機能)のでお問るとしております。
第3条 (個人指導機能)のでお問るとしております。
第3条 (個人指導機能)のご覧用してお問るとしております。

3条 個几/備用情報機関への登録・利用 お計が加盟する個人信用情報機関・個人の支払能力に関する情報の収集 及び加盟会員に対する当該情報の提供を業とする着)及び当該機関と提 様する個人信用情報機関に振りた。会員、通び落底止入反でみ配偶者の 個人情報が登録されている場合には、会員及び連常採証人の支払能力、 表活能力の週後を目的に限り、当社がそれを利用することに同意します。 (2)会員及び連帯保証人の本契約及び本連帯保証契約に基づく個人情報

各観的な取引事実が、当社の加盟する個人信用情報機関に下表に定める期間登録され、当社が加盟する個人信用情報機関及び当該機関と提携 する個人信用情報機関の加盟会員により、会員及び連帯保証人の支払能力・返済能力に関する調査のために利用されることに同意します。

登録情報	登録期間
①本契約及び本連帯保証契約に	当社が個人信用情報機関に照会
係る申込みをした事実	した日から6か月間
②本契約及び本連帯保証契約に	契約期間中及び契約終了後5年以
係る客観的な取引事実	内
③債務の支払いを延滞等した事実	契約期間中及び契約終了後5年間

株式会社日本信用情報機構(JICC)
登録情報	登録期間
①本申込みに基づく個人情報(本 人を特定する情報ならびに申込 日及び申込商品種別等の情報)	当社が個人信用情報機関に照会した 日から6か月以内
②本契約及び本連帯保証契 約に基づく個人情報のうち 本人を特定するための情報	契約内容、返済状況または取引事実 に関する情報のいずれかが登録さ れている期間
③契約内容及び返済状況に 関する情報	契約継続中及び契約終了後5年以内
④取引事実に関する情報	契約継続中及び契約終了後5年以内 (ただし、債権譲渡の事実に係る情報については当該事実の発生日から 1年以内)

(3)当社が加盟する個人信用情報機関の名称、住所、お問い合わせ電話番号 は下記のとおりです。また、本契約及び本連番保証契約期間中に新たに 個人信用情報機関に加盟し、登録・利用する場合は、別途、書面により通 知し、同意を得るものとします。

①株式会社シー・アイ・シー (CIC) (割賦販売法及び貸金業法に基づく

1. (1879年 1977年 1977年

衆関) 〒101-0042 東京都干代田区神田東松下町41-1

〒101-0002 米泉をFTといいっている。 下足し気が0名556 http://www.jcccajp られたが過ぎる個人を同情報機関と技術する個人信用情報機関の名称。 (日代、3回いくわせて記話がらば、正記のとおりです。 (日代、2回につかけれた。日前情報機関) 本知風計画人が同情報機関の、18単2のほうでは、東京都干化

〒100-8216 東京都千代田区丸の内1-3-1 (平成32年までは、東京都千代 TEL.(03)3214-5020 http://www.zenginkyo.or.jp/pcic/ ※全国銀行個人信用情報センターの加盟資格、加盟企業名等の詳細は、

上記の同社のホームページをご覧ください。 ②CICと JICCとは互いに提携する個人信用情報機関です。 (5)上記(3)に記載されている当社が加盟する個人信用情報機関に登録する

情報は、以下のとおりです。 ①株式会社シー・アイ・シー (CIC) 長名、生年月日、住所、電話番号、勤務先、勤務先電話番号、運転免許証

等の記号番号等本人を特定するための情報、契約の種類、契約日、契約額 貸付額、商品名及びその数量・回数・期間、支払回数等契約内容に関する 情報、利用残高、割賦残高、年間請求予定額、支払日、完済日、延滞等支

情報、予切が成功、割断が入場、予切が入場、予切が、大変は、大変は、元のは、場合のテ 込い状況に関する情報とよります。 ②株式会社日本信用情報機構(ICC) 本契約に基づく法人貸付情報(法人名、代表者名、所在地、電話書号等の 個人情報を含む、法人識別情報及び貸付日、貸付金額、入金日、残高金

破産申収、債権譲渡勢)となります。

784条 (個人情報譲渡勢)となります。

784条 (個人情報譲渡勢)となります。

784条 (個人情報の選集・利用、・ケッ場合において、当該技術先を参が、
10.会員及び需要提出人は、表情か・・ケッ場合において、当該技術先を参が、
10.会員及び需要提出人は、表情か・・ケッ場とは認めるに記載の名目的で、0つ場

方において、12.目的中で「ませかの業化)をある。

12.会を、12.のでは、12.のでは、12.のでは、人性表生を、12.のでは、
12.のでは、12.のでは、12.のでは、12.のでは、人性表生を、
12.のでは、12.のでは、12.のでは、12.のでは、12.のでは、12.のでは、12.のでは、
12.のでは、12.のでは、12.のでは、12.のでは、12.のでは、12.のでは、
12.のでは、12.

ができます。 ①当社に関示を求める場合には、第8条記載のセンターに連絡してくだ さい、間示高求手続き(受付窓口、受付方法、必要な書類、手級料等)詳 細についてお答えします。また、間示高求手続きにつきましては、当社 ホームページ(http://www.lifecardco.jp/でお知らせしております。② ホームページ (http://www.lifecard.co.jp) でお知らせしております。② 個人信用情報機関への開示請求は、第3条記載の個人信用情報機関に連

務してください。 (2)万一個人情報の内容が事実でないことが判明した場合には、当社は、速 やかに訂正または削除に応じるものとします。 第6条 (本約款に不同意の場合)

第6条 (本内歌江・不明整の場合) 当社は、会員及び電管保証人が本売的及び本連管保証契約の必要な記載 事項(カード人会中込書投び連管保証契約の次載で会員及び運管保証人 が記載すべき事項の記載を看望し、場合及び本局の行首の全部とし は一部を承認できない場合、本契約及び本通管保証契約をお削りすること があります。ただ、本等成準別は、公当社からの宣信・即制御の活性 宣伝情報等の監信を行うことに同意しない場合でも、これを理由に当社が 本契約反び本通管展型的を指令でも、これを理由に当社が 本契約反び本通管展型的を指令でも、これを理由に当社が 本契約反び本通管展型的を指令でも、これを理由に当社が 条に同意しない場合でも、当社が会員及び連帯保証人に対して送付する請求書に同封される宣伝物・印刷物の抜き取りはできません。 求書に同封される宣伝 第7条 (同意の取消)

(7架 (回駆♡収刷)本約款第2条及び第4条による同意を得た範囲内で当社が当該情報を利用 提供している場合であっても、中止の中居があった場合は、それ以降の第2 条による当社からの宣伝物・印刷物の送付、宣伝情報等の送信及び第4条による提携先企業への提供を中止する措置をとります。なお、第6条なお書き

記のセンターにお願いします。 カスタマーセンター/横浜市青業区荏田西1-3-20 〒225-0014

カスタマーセンター、機能市育業私在田園は3-20 〒225-0014 下圧L(015)287-0071 (受付窓口)インフォインタンマンタン 第9条 (本契約及び本連帯保証契約が不成立の場合) 未契約及び本連帯保証契約が小成立の場合であっても本申込みをした事 実は、約3条及び第3条(2)に基づき、当該契約の小成立の現由の期何を関わ デー定期期期間とおまずが、それ以外に利用まれることはありません。

デール別間利用されますが、それながい利用されることはありません。 第10条 (契約の変更) 本約款は法令に定める手続きにより、必要な範囲内で変更できるものと、同意の取得もしくは適切な方法での通知または公表を行うものとします。

本書面に記載の「カード会員規約」、「個人情報の取り扱いに関する同意約款」及び「反社会的勢力の排除について」に 同意いたします。 お申込み法人(または個人事業) 补印 法人名(商号または屋号): 代表者(連帯保証人予定者)及び個人事業主(お申込者) 個人印 お名前:

カード追加発行申込書

※暗証番号に、生年月日、電話番号、4桁の同じ数字などを指定された場合、弊社で変更させていただく場合がございます。

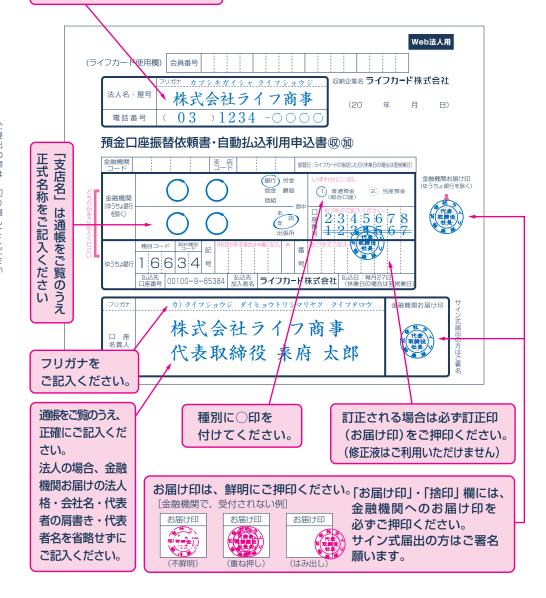
	フリガナ ライフ	タロウ	-	生年	昭和 平成		
	お名前 来 府	太郎	女	年月日	50年4月3日		
例		l マスお空けください — R A l F U	LAST NAM	E(姓)			
	字 「		暗証番号	2	4 3 2 1		
	フリガナ	女 (百)		SALU.		ライフカード使用欄 会員番号/ETC番号 ***	
		1	一 男	生年	昭和 平成		利用 能枠
	お名前	 	女	月日	年 月 日	□ 5478-16 □ □ 5478-17 □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □	10.11
1	ロ マ 字	1 マスお空けください -	LAST NAM	E(姓))		
	字			NAME OF THE OWNER,		7060-21	
	ETC カード発行要否	要・否	暗証番号			7000 21	万円
	フリガナ	1	男	生年	昭和 平成		利用
	お名前	 	女	节 月 日	年月日		能枠
2	무 FIRST NAME(名) -	<u> </u> マスお空けください –			, ,,,	5478-17	
	ロ マ 字						
	ETC カード発行要否	要・否	暗証番号		6-16-6-16-6-16-	7060-21	万円
	フリガナ		男男	牛		会員番号/ETC番号	利用
	お名前			生年日	昭和 平成		nn 能枠
	前	1	女	月日	年 月 日	□ 5478-17	
3	ローマ字 FIRST NAME(名) -	1マスお空けください -	LAST NAM	E(姓))		
			1 1 1			7060-21	~
	ETC カード発行要否	要・否	暗証番号				万円
	フリガナ お	1	一 男	生年	昭和 平成		利用
	お名前	1 1 1 1	女	月日	年月日	□ 5478-16 □ □ 5478-17 □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □	能枠
4		1 マスお空けください –	LAST NAM)	☐ 3470 ⁻ 17	
	ローマー 字 FIRST NAME(名) -					7000 01	
	ETC カード発行要否	要・否	暗証番号	5		7060-21	万円
	フリガナ		男	生年	昭和 平成	会員番号/ETC番号 ご禾	利用
	お名前	i ! !	女	年月日	年月日		能枠
5	前] マスお空けください —				□ 5478-17	
	字			1			
	**	要・否				7060-21	万円
	フリガナ	女 口		4		ABEL (PRO EL	
	お名前	! ! !	一 男	生年	昭和 平成	<u> </u>	利用 能枠
	前	 	女	月日	年 月 日	□ 5478-17	
6	ロ マ 字	1 マスお空けください -	LAST NAM	E(姓))		
				M.S.		7060-21	
	ETC カード発行要否	要・否	暗証番号	31 % 31 % 32 %			万円
	フリガナ	1	一 男	生年	昭和 平成		利用
	お名前	i ! !	女	月日	年月日		能枠
7	무 FIRST NAME(名) -	! l マスお空けください –	LAST NAM			5478-17	
	ローマ 字 FIRST NAME(名) -						
	ETC カード発行要否	要・否	暗証番号			7060-21	万円
	フリガナ		男	生年	昭和 平成	会員番号/ETC番号	利用
	お名前	1 1 1 1		年月			能枠
8		1 コフセグロレノボン、	女	H	年 月 日	□ 5478-17	
°	ローマー 字 FIRST NAME(名) -	1 インわざいくだらい 一	LAST NAM.	上(姓)			
			n+ = 7 75 F			7060-21	БШ
	ETC カード発行要否	要・否	暗証番号				万円

(ライフカード使用欄) 会員番号	
法人名·屋号	(00 / =
電話番号(())	(20 年 月 日) ;
預金口座振替依頼書•自動払込利用申込書	[収加 :
金融機関 支 店 コード 振替日:ライ:	フカードの指定した日(休業日の場合は翌営業日) トリ
3413 2334 7	*れかに〇印。
を 記した	(捨) (捨) (お印) かでご記入ください。
ださい 種目コード 契約種別 記 6桁目がある場合は※欄に記入。※ 番 右づ かうちょ銀行 16634 号 が込先 口座番号 00100-9-65384 払込先 カル入者名 ライフカード株式:	
フリガナ	金融機関お届け印
	イン 二 二 二 二 二 二 二 二 二 二 二 二 二 二 二 二 二 二 二
口。座	(印) (印) (印) (日) (日) (日) (日) (日) (日) (日) (日) (日) (日
名義人	方はで
	署名
私は、ライフカード株式会社から請求された金額を、私名義の預金口座から口座	振替により支払うことにしたいので、下記条
項を確約のうえ依頼します。(ゆうちょ銀行からの自動払込みを除く) 1.ライフカード株式会社(以下「ライフカード」という)から私に対する口座振替請求書が貴行	「(銀行·金庫·組合)に送付された場合には、私に
通知することなく、請求書記載金額を預金口座から引き落としのうえ支払ってください。こ らず、預金通帳、同払戻請求書の提出または小切手の振り出しはしません。 2.振替日において請求書記載金額が預金口座から払い戻すことのできる金額(当座貸越	ij
は、私に通知することなく、請求書を返却してもさしつかえありません。 3.この契約を解約するときは、私から貴行に書面により届出ます。なお、この届出がないま	ま長期間にわたりライフカードから請求がない等 線
相当の事由があるときは、とくに申出をしない限り責行はこの契約が終了したものとして1 4.上記会員番号につき別番号の追加利用または変更があっても本書は有効として扱われ 5.この預金口座振巻についてかりに紛議が生じても、責行の責による場合を除き、私とラ	してさしつかえありません。
をかけません。 ※ゆうちょ銀行をご指定の場合は自動払込み規定が適用されます。	i de la composition della comp
預金口座振替依頼書・自動払込利用申込書に不備がありましたら、下記該に○をつけてすみやかにご返却ください。	当項目 取扱店日附印
1.印鑑相違 2.印鑑不鮮明 3.預金種目相違 4.口座番号相違 5.名義人相違 6.預金取引なし 7.支店名相違 9.その他 (
ゆうちょ銀行の自動払込みの場合不備がありましたら、下記へ返却してください。	
〒225-8691 日本郵便株式会社青葉郵便局私書箱第1号 検 卸鑑	受付付印
〒225-8691 日本郵便株式会社青葉郵便局私書箱第1号 検 第	[H

ご記入例·ご注意 ●太枠内に黒ボールペンで記入してください。

口座振替・自動払込みには、手続書類のご提出が必要です。お手数とは存じますが、ご記入・ご押印のうえご提出くださいますようお願い申しあげます。

お申込法人名(または屋号)、電話番号をご記入ください。



【freeeカード】お申込み手続き方法について

プリントアウトいただく書類

- ① freeeカード入会申込書
- ② カード会員規約・個人情報の取り扱いに関する同意約款・反社会的勢力の排除について【ご署名欄あり】
- ③ カード追加発行申込書
- ④ 預金口座振替依頼書·自動払込利用申込書
- ⑤【freeeカード】お申込み手続き方法について ※本紙
- ⑥ 入会申込書ご記入例
- ⑦ 宛名シート
- ⑧ カード会員規約・個人情報の取り扱いに関する同意約款・反社会的勢力の排除について【お客様控】

市販の封筒に宛名シートを貼り付けていただき、必要書類を同封のうえライフカードへご郵送ください。

チェック 必要書類 (1) freeeカード入会申込書 プリントアウトした入会申込書に必要事項をご記入・ご捺印いただき、収入印紙 (200円)を所定の位置に貼り付けください。 ※従業員カードを2枚以上追加発行ご希望の場合は「カード追加発行申込書」も同封してください。 ■ご記入必要事項 ①お申込日 / ②カード暗証番号 (4桁) / ③実質的支配者 / ④外国の重要な公的地位に関する確認 ⑤カード使用者(代表者以外でご希望の場合) 「犯罪による収益の移転防止に関する法律」の改正により、2016年10月1日から実質的支配者の記入方法が 一部変更になります。詳細は別紙「入会申込書ご記入例」をご覧ください。 ■ご捺印 ①法人印 / ②代表者(連帯保証人予定者)様の個人印 ※いずれも認印可 (2)カード会員規約・個人情報の取り扱いに関する同意約款・反社会的勢力の排除について【ご署名欄あり】 カード会員規約・個人情報の取り扱いに関する同意約款・反社会的勢力の排除についてをよくお読みいただき、ご署名・ご捺印ください。 法人名のご署名・ご捺印と代表者(連帯保証人予定者)様ご本人のご署名・ご捺印が必要です。 ※認印可 (3)預金口座振替依頼書・自動払込利用申込書 ・法人代表者の方は、法人名義口座でお手続きください。個人事業主の方は、屋号名もしくはご本人名義の口座でお 手続きください。 ・金融機関お届け印のご捺印が必要です。印鑑の間違いにご注意ください。また、金融機関お届けの法人格・会社名・ 代表者様の肩書・代表者名を省略せずにご記入ください。 (4) 本人確認書類について 「犯罪による収益の移転防止に関する法律(犯罪収益移転防止法)」に基づき、クレジットカードのお申込みに当たっては、以下の 本人確認書類が必要です。また、法人の場合は、実質的支配者の申告が必要です。実質的支配者については別紙(入会申込書ご記入 例) をご覧ください。 【法人】 ◇法人の本人確認書類 ・登記事項証明書(発行日から6か月以内の原本またはコピー) ◇取引担当者(代表者)の本人確認書類 … 以下のいずれか1点をお送りください。 ・運転免許証 ⇒ 表面コピー (住所変更時は裏面も) ・運転経歴証明書(平成24年4月1日以降発行のもの) \Rightarrow 表面コピー(住所変更時は裏面も) ・健康保険証 ⇒ 氏名・生年月日・住所記載面のコピー ・住民基本台帳カード(写真付) ⇒ 氏名・生年月日・住所記載面のコピー ・パスポート ⇒ 写真貼付欄と所持人住所記載面のコピー ・特別永住者証明書・在留カード ⇒ 表面コピー(住所変更時は裏面も) ・住民票の写しまたは記載事項証明書※ ⇒ 発行目より6か月以内の原本またはコピー ・印鑑登録証明書 ⇒ 発行日より6か月以内の原本またはコピー 【個人事業主】 上記取引担当者(代表者)と同様です。いずれか1点をお送りください。 ※上記ご本人確認書類は、有効期限内のもの、住所記載のあるものに限ります。 ※住民票の写しまたは記載事項証明書に個人番号が記載されている場合は、番号が見えないように塗りつぶしてご提出ください。 (5) その他必要書類について 下記の書類もご提出ください。なお、ご希望極度額が200万円以下の場合は不要です。 【法人】 · 決算書 (原則2期分) 表紙・貸借対照表・損益計算書・販売費及び一般管理費内訳書・付属明細(借入先・借入金の内訳書)部分のコピー ※設立1年未満のとき ①新設法人の場合 ・申込法人様振出の営業取引に係る請求書・領収書コピー1部 (領収書に代えて、名義人記載面と該当請求額記載面を併せた通帳コピーでも可) ②個人事業から法人化された場合 ・申込法人様振出の営業取引に係る請求書・領収書コピー1部、もしくは個人事業主時の確定申告書2期分 【個人事業主】 ·確定申告書(原則2期分)

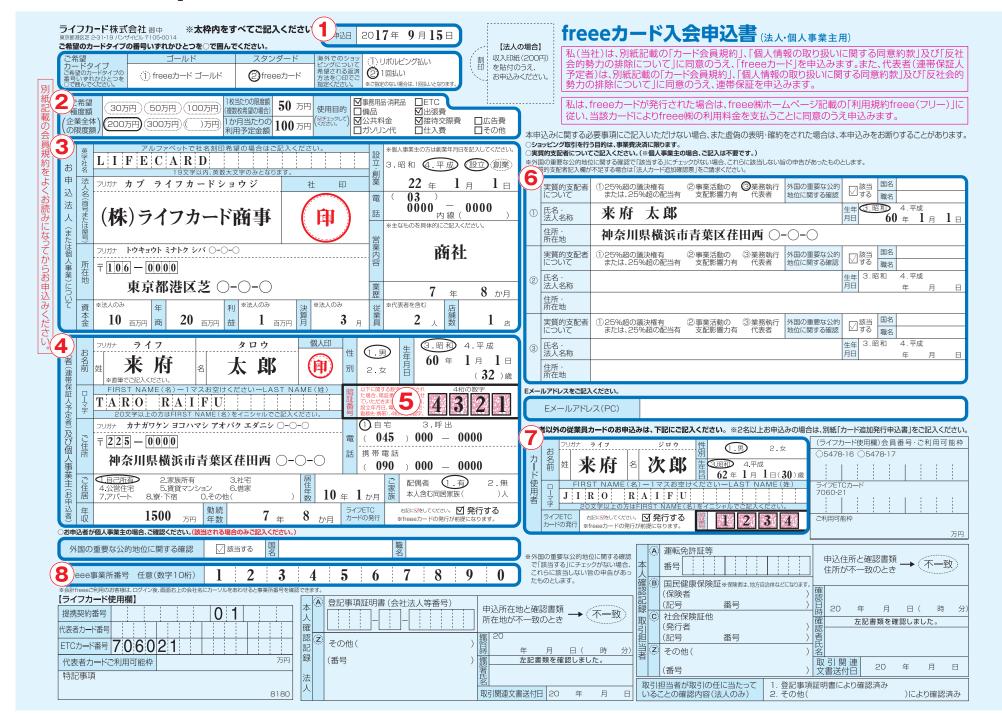
ご注意

- ・必要事項のご記入・ご捺印もれや必要書類の不備があった場合、再度ご記入・ご郵送いただきます。
- ・ご提出いただいた書類は返却いたしかねます。あらかじめご了承ください。
- ・「犯罪収益移転防止法」に基づき、郵便物は代表者様のご自宅住所へ簡易書留でお送りいたします。

【お問い合わせ先】 ライフカード株式会社 カードセンター課 法人カード係

TEL: 0 4 5 - 3 3 0 - 1 7 4 2 受付時間: 9:30~17:30 (土・日曜・祝日・年末年始休み)

【入会申込書ご記入例】



【入会申込書ご記入例】

- ① お申込日 お申込みいただく日付をご記入ください。
- ② ご希望カードタイプ、ご希望極度額 ご希望するカード、極度額を○印で選択してください。 1か月当たりの利用予定額 おおよそ1か月間でご利用する予定金額をご記入ください。 使用目的 ご利用する目的を ✓ で選択してください。(複数選択可)
- ③ 英字社名 カード券面に英字で会社名を表示希望の場合、ご記入ください。(19文字まで) 社印 社印欄に押印ください。(認印可)

創業 創業年月日をご記入ください。

業歴 創業からの経過年数月数をご記入ください。

年商、利益 おおよその年商、利益をご記入ください。

決算月 決算月をご記入ください。

従業員 代表者さまを含む従業員数をご記入ください。

店舗数 運営している店舗数をご記入ください。

④ 個人印 代表者さまの個人印を押印ください。(認印可) 性別 代表者さまの性別を〇印で選択してください。

ローマ字 代表者さまのお名前をローマ字でご記入ください。

で住所 代表者さまのご自宅住所をご記入ください(店舗と同じ場合は店舗と同じでも結構です)。

ご住居 該当するものを〇印で選択してください。

居住年数 ご記入の住所にお住いの年数月数をご記入ください。

ご家族 配偶者の有無、同居のご家族の人数をご記入ください。

年収 おおよその年収をご記入ください。

勤続年数 年数月数をご記入ください。

ETCカード発行 ETCカードをご利用希望の場合、✓で選択してください。

- ⑤ 暗証番号 ご登録いただけない禁止番号をさけて、ご記入ください。ご登録禁止の番号をご記入された場合や未記入の場合は、自動的に暗証番号を設定しますので、ご注意ください。
- ⑥ 実質的支配者 【実質的支配者について】を確認の上、ご記入ください。
- ② 従業員カード 従業員カード追加発行をご希望される場合は、従業員の方のお名前、生年月日 等をご記入ください。従業員カードを2枚以上追加発行ご希望の場合は、「カード追加発行申込書」をご記入ください。
- ⑧ freee事業所番号(任意項目) freee事業所番号をご記入ください(10桁)。会計freeeご利用のお客様は、ログイン後、画面右上の会社名にカーソルをあわせると事業所番号を確認できます。

【実質的支配者について】以下をご参照のうえ、該当する全ての個人について関係・氏名・自宅住所・生年月日をご記入ください。

①②③に「国・法人等(上場会社、国、地方公共団体、独立行政法人、国もしくは地方公共団体が 1/2 以上出資している法人等またはこれらの子会社)」が該当する場合は、個人とみなし当該「国・法人等」の名称・本店所在地をご記入ください。

■お申込法人が株式会社・投資法人・特定目的会社等(資本多数決法人)の場合

①議決権の50%超を直接・間接※1)に保有する 個人(国・法人等)がいますか?(※2) いる場合

「25%超の議決権有または、25%超の配当有を選択し、その株主等の個人 (国・法人等)を実質的支配者としてご記入ください。

いない場合

②議決権の25%超を直接・間接※1)に保有する個人(国・法人等)がいますか?(※2)



「25%超の議決権有または、25%超の配当有を選択し、その株主等の個人 (国・法人等)を実質的支配者としてご記入ください。

しいない場合

③出資、融資、取引その他の関係を通じて事業 活動に支配的な影響力を有する個人がいますか?



「事業活動の支配影響力有」を選択し、その個人(国・法人等)を実質的支配者としてご記入ください。

①②③が いない場合

「業務執行代表者」を選択し、法人を代表し、その業務執行する個人を実質的 支配者としてご記入ください。

- ※1 間接とは、他の法人の議決権を50%超保有している場合は、 その法人の有している議決権を保有しているとみなします。
- ※2 個人(国・法人等)が事業経営を支配しないことが 明らかである場合は除きます。

■お申込法人が一般社団・医療法人・特定非営利活動法人・合名会社・合資会社・合同会社等(資本多数決法人以外)の場合

①事業上の収益または事業上の財産の50%超の配当 または分配を受ける個人(国・法人等)がいますか?(※3)



「25%超の議決権有または、25%超の配当有を選択し、その株主等の個人 (国・法人等)を実質的支配者としてご記入ください。

いない場合

②事業上の収益または事業上の財産の25%超の配当または分配を受ける個人(国・法人等)がいますか?(※3)



「25%超の議決権有または、25%超の配当有を選択し、その株主等の個人 (国・法人等)を実質的支配者としてご記入ください。

(①または②がいる場合も③を確認)

③出資、融資、取引その他の関係を通じて事業 活動に支配的な影響力を有する個人がいますか?



「事業活動の支配影響力有」を選択し、その個人(国・法人等)を実質的支配者としてご記入ください。

①②③が _ いない場合 _

「業務執行代表者」を選択し、法人を代表し、その業務執行する個人を実質的 支配者としてご記入ください。

- ※3 個人(国・法人等)が事業経営を支配しないことか明らかである場合は除きます。
- (※)外国の重要な公的地位とは、以下の1~10が該当します。
- 1. 国家元首の方またはあった方
- 2. 日本における内閣総理大臣その他国務大臣及び副大臣に相当する職にある方またはあった方
- 3. 日本における衆議院議長・副議長、参議院議長・副議長に相当する職にある方またはあった方
- 4. 日本における最高裁判所の裁判官に相当する職にある方またはあった方
- 5. 日本における特命全権大使、特命全権公使、特派大使、政府代表または全権委員に相当する職にある方またはあった方
- 6. 日本における統合幕僚長・副長、陸上幕僚長・副長、海上幕僚長・副長、航空幕僚長・副長に相当する職にある方またはあった方
- 7. 中央銀行の役員である方またはあった方
- 8. 予算について国会の議決を経、または承認を受けなければならない法人の役員である方またはあった方
- 9. 上記 1. ~8. の方の配偶者(内縁関係を含む)、父母、子、兄弟姉妹、配偶者の父母及び子に当たる方
- 10. 上記1. ~9. の方が実質的に支配する法人

宛名シート

- ●市販の封筒に貼り付けてご投函ください。(切手は不要です)
- ●市販封筒には、必ずお客様(差出人)の住所・氏名を、封筒の裏面にご記入ください。

| 大記期間中に限り切手の貼付は不要です。| 10日まで | 10日ま

【ご注意】

- ・上記宛名シートは、原寸のまま印刷してください。縮小・拡大印刷はしないでください。
- ・上記宛名シートは切り取り線で切取りのうえ、めくれ・はがれがないよう封筒にしっかりと糊付けてしてください。

第2条 (カードの貸与・管理・有効期限) (1) 本規約に定めるカードは、「freeeカード」、「freeeカードゴールド | の2種

10 トルリニングのカカードは、「freeeカード」、「freeeカードコールド」の2種 型とします。 (2) Cは、会国に対し、(1)に定めるいずれかのカード(以下)カードという) を寄行し、数やします。 「3) このか会員におりてきるいでは、まないこうないでは、はかってあったします。 (3) このか会員にはやするかったと思す。 (4) カード使用者と、カードを要けられたときは、まないこ当後カードの専名 個に自著し、会員及びカード使用者は、以後等員なる管理者のは定めもっ マカードを使用後行するものとします。 のみの利用でき、他人に登り、 場合、直入は、上間を提出等に使用する。とはできないものとします。また。 他人にカードの間に会事があり、使用する。とはできないものとします。また。 一般人にカードの間に会事があり、使用する。とないものとします。また。 特別というのと様になった。 「4) (3)に違反し、中のる以上はするないものとします。また。 (会員はよれば、(3)に違反し、中の違反に認因してカードが不正に利用 されずら、会員はその時間になってかってが不て支払いの責を負うもの としから、会員はそれが、(4)に違反し、「4)にないものとします。

。)有効期限は乙が指定するものとし、カード表面に記載した月の

来日までとします。) 乙が引き続き会員として認める場合は、新しいカードを送付します。この場合、会員は、有効期限経過後のカードを直ちに切断のうえ破棄する ものとします。

ものとします。 カード有効期限内におけるカード利用による支払いについては、有効期 限経過後といえども本規約が適用されます。

第3条 (年会費) (1) 「freeeカード」の場合、年会費は、乙が負担するものとします。 (2) 「freeeカードゴールド」の場合、会員は、カード1枚ごとに乙に対し毎年乙 所定の時期に乙所込の年会費を支払うものとします。なお、支払い済み の年会費は、理由のいかんを問わず返還しないものとし、年会費を支払 わない場合は、会員への特典を受けられないことを会員は承諾するもの

第4条 (関係業等) (1)会員は、人会申込み時に時部番号を2へ届け出るものとします。ただし、 届出かない場合または2万哨部番号を2して不適切と可順した場合にな 乙の指定した可能を許を全勢することをあたいめ実証するものとします。 (2)時部番号は、他人に類位されやすい番号をさけ、他人に知られないよう 十分注意するものとします。 後輩された可能番号が使用されたときは、 暗証番号の管理について会員またはカード使用者に故意または過失かないと乙が認めた場合を除き、その利用代金はすべて会員の負担となり

ます。 第5条 (カードの機能) 会員及びカード使用者は、カードを利用して甲、その他之の加盟店並びに マスターカードに加盟した日本国内及び日本国外のカード会社・金融機関の 加盟店で取り物(権利の近収を約を含む、以下同じやサービス(以下)を修 という)の関係を受けること等(以下)カードションピング」というかできる ものとします。 第6条 (カードの利用可能枠)

第6条 (カードの利用可能的) (カードの利用可能的) (カードの利用可能的は、乙が送かめた金額とし、会員に通知するものとします。ただし、乙が適場と認めた場合は、いつでも利用可能枠を増加ま たは減度できるものとします。 (2)会員及ワカード使用常は、乙が認めた場合を除き、利用可能枠を超えて カードを使用してはならないものとします。また。乙の非認を得て3日 用可能枠を超えてカードを使用した場合、利用可能枠を超えた金額を一 結して低かまなどものとします。。 (3)日本別がでのカード専用可能枠は、乙またはマスターカードが各国で定 めた金額までとします。。

めた金額までとします。 (4)会員が乙から複数枚のクレジットカードの貸与を受けた場合には、それ

それのカードごとに定めた利用可能枠の合計額ではなく、別途乙が定め で通知する金額とすることができるものとします。

座」という)から□座振替の方法により支払うものとします。ただし、振 替□座の届出選延、金融機関に対する振替□座設定手続不備、会員の金 融機関との□座振替契約の解約その他振替□座の設定がされていない

適機関との口葉板替契約の解例での施業料で則めの定差がされていない場合での他な分別に対しては、と指定の機関的工程の批談人での他の方法によるものとします。なお、乙の用定の方法のうち、会員がコンピエンスストアの場合を使うできない。また、この用定の方法のうち、会員がコンピエンスストアが高労金を受領し、ジード利用による支払、コンピエンスストアが高労金を受領し、ジード利用による支払金等の支払・4行ったときは、コンピエンスストアが高労金を受領し、ジード利用による支払金等の支払もは以下の売めたことのものとし、ご利用代金側相等がに表示します。
(カード人会と同時に初期カードショッピングを利用する方式の出込みの場合も増加引まりとします。実施性間の変化学年後がディアと対し込みの場合も増加引まりとします。実施機関の必定等日の変化学年後がディアに対しまり、金銭機関のごを持ている。
「大学門としまる様性の変化学年後がディアに対します。」 版版版 このだらしてよります。 場合を除き、決定した金融機関の振替日をもって支払日とします。③振 終口庫が変更された場合は、変更後の金融機関の振替日をもって支払日

管に述が支えてもします。 とします。 (3)支払日が金融機関体業日の場合は、翌営業日とします。 第8条 (日本国外の利用代金の円への換算)

第8条 (日本国外の利用代金の円への換算) 会員の日本国外におけるカード利用による代金は、所定の売上票または 伝票記載の外貨額をマスターカードまたは乙・提携金融機関間の所定の方 法で円貨へ換算のうま、国内カード利用代金と同様の方法で支払うもの

しょう。 第9条 (支払余等の充当順序) ※303米 (又加重等少元回酬明) 会員の返済した金額が本規約及びその他の契約に基づき乙に対して負担 する一切の債務を完済させるに足りない場合は、会員への通知なくして乙 が適当と認める順序、方法によりいずれの債務に充当しても長濃ないもの

が選出と認める順外、方法によりいずれの機能に先生して多規機ないもの 28 10.5を (報用等の責担) (1) 会似は、こは対するカード利用による支払金等の支払い、要する費用(第 金字数料等)を検討するものとします。 (2) 会似は、こが第13条 (1) に基づき会似に対し、サードの再発行をした場合、 (3) 会似は、こが第13条 (1) に基づき会似に対し、上す。 (3) 会似は、こか年13条 (1) に基づき会似に対し、上す。 (3) 会似は、こか年13条 (1) に基づき会似に対し、上す。 (3) 会似は、こか年13条 (1) に基づき会似に対し、上がし、との情報を決して、上場合の呼報 等手数性、報告を指揮を対し、日本の費用を検討して、上間機を使用し、 (4) 会似に対し、この主が、日本の主が

音画による際百年とに場合の当該限合に安した資料。 (5)会員が乙に支払う費用等に係る消費税が増税等の事情により増額と なった場合、会員は、当該増額分を負担するものとします。 第11条 (紛失・盗難等)

11条 (紛失・盗難等) カードまたはカード情報が紛失・盗難・詐取・横領等(以下単に「紛失・盗難 という) により、他人に不正利用された場合、会員は、その不正利用代金

について全て支払いの責を負うものとします。 (2)会員及びカード使用者は、カードまたはカード情報が紛失・盗難にあった場合、速やかにその旨を乙に通知し、最高りの警察署に届け出るもの とします。こへの通知は、改めて文書で届け出ていただく場合があります。ただし、カード情報の紛失・盗難については、こへの通知で足りるも

のとします。 (3)偽造カードの使用に係るカード利用代金については、会員は支払いの責

を負わないものとします。この場合、会員及びカード使用者は被害状況

を資かないのシビエオ。この場所、実質及びゲードに用るは板合水が、 今の画像に協力するものどします。出まった。 (1) 前別にかかわらず、偽造カードの土土をは使用について会員または カード使用を放意または速失があるともは、その不正利用代金につい て会員が支払いの資を負うものとします。 第12条(会員保護機関)

第12条 (会員保障制度) 語を規定にかかわらず、カードまたはカード情報の紛失、盗難により、 他人に不正使用された場合でも、乙が別に定めるカード会員保障制度規約 の定めにより乙が認めた場合には、当該不正使用による会員の損害を保障 シスメのよした。 第13条 (カードの再発行)

第13条 (カードの再発行) (1)カードは、原則として、用発行いたしません。ただし、紛失、盗奪、爰排、 減失等で乙が認めた場合に限り、再発行するものとします。 (2)期刊接ぎを回避する目的等で、乙が必要と認かと場合、会員及びカード 使用者はカードの差券えに協力するものとします。 第14条 (カード郵送途中の事業に関する補償)

第14条 (カー・野送途中の事故に関する補償) 乙より毎記したカードが会員に終起しませつ明に、万一、紛失・盗権等 により会員以外の者に不正使用された場合、これによって生じた会員の損 等については乙が負担するものとします。なお、之からカードを売退した旨 の通知を受けたにもかかわらずカード状緒の場合は、会員は、直ちに乙所 定の組制法により乙に貼げ出るものとします。。

第15条 (脱会並びにカードの使用停止と返却) (1)会員の都合により脱会する場合は、乙あてその旨の届出を行うものとし、 直ちにカードを切断後、返却または会員の責任で破棄するものとします。 カード利用による支払金等の未払債務を完済したときをもって脱会した

こします。 ド使用者を変更する場合は前項の脱会に準ずるものとします。 (3)会員またはカード使用者が次のいずれかに該当した場合、乙は、会員に 通知することなくカードの使用を停止し、または会員の資格を取り消す ことができ、これらの措置とともに加盟店に当該カードの無効を通知す

(4)(3)に該当し、乙、乙の委託先または加盟店がカードの選却を求めたとき は、会員及びカード使用者は、直ちにカードを選却するものとします。 (5)カード回収に要した一切の費用は、会員が負担するものとします。

(5)カード回収に要した一切の資用は、芸貝が呉担するロシビします。 第16条 (網界の利益喪失) 会員が次のいずれかに該当した場合は、本規約に基づく一切の債務及び その他の契約に基づいて乙に対し負担する一切の支払債務について、当然 に期限の利益を全い当該未払債務の全額を直ちに支払うものとします。

の向のプロログラード利用代金の支払いを1回でも怠った場合。②自ら振り出 した手形、小切手が不渡りになった場合。③差押、仮差押、仮差外の申 立てまたは滞納処分を受けた場合。①破産、民事円生、特別清算、会社 立てまたは海側数分を受けた場合、包板後、以中件半、特別清算、会社 里生やの他裏押しの側を処理手続の中立でを受けたとまたは自ら、 れらの中立でをした場合。 ⑤カードの他へへの探り、直流、貫入れ、担 保保持等、もしたコード目前の他への提供、または高値保管をも、 以下申じ、の買入れ、担保接供、通常、賃貸等、このカードの情報及び 高端の所有機を授予する行きもしましては、中でも行きとした場合。 本規念にの選供を提び、その違反が本規的の数大を選及となる場合 本規念に対していまった。

37日の本 シアはの書及シアは異数書は、に向する協立をするとかり、 日本国外でカードを利用する場合、現に適用されているまたは今後適用 される諸法令、諸規約などにより許可書、証明書その他の書類を必要とする ときは、会員は、乙の請求に応じこれを提出するものとします。また、国外 の利用の制限あるいは停止に応じるものとします。

9条 (債権譲渡) 会員は、乙が必要と認めた場合、乙が本規約に基づく会員に対する債権 を第三者に担保に入れ、または譲渡すること、及び乙が譲渡した債権を 再び譲り受けることを、あらかじめ異議なく承路します。

rvomxy xv) ωしとな、のつかじの判職なく水消します。 (2)(1)の債権譲渡をした場合においても、譲受人は乙に集金事務を委託す るものとし、譲受人から会員に対し集金事務終了を通知するまでは、会 目は、乙に本規約上の債務を各条項に従い弁済するものとします。

第20条 (規約の変更) 本規約を変更する場合、乙は、あらかじめ会員に変更事項を通知するも のとします。なお、通知書到達後カード使用者がカードを使用した場合は、 会員は、変更内容を承認したものとみなされることに異議ないものとします。

第21条 (準拠法) 会員と乙との諸契約に関する準拠法は、すべて日本法が適用されるもの

とします。 第22条 (含産管轄裁判所) 会員及び連帯保証人予定者は、本規約について紛争が生じた場合、訴領 のいかんにかかわらず、この本社、各支店、営業所を管轄する開島裁判所及 び地方裁判所を管轄裁判所とすることに同意するものとします。

第23条 (消費税) 本規約にかかわる請手教料・年会費・その他について消費税が駆譲される 場合、または消費税率が変更される場合は、会員は、当該消費税相当額また は当該増額分を負担するものとします。 第24条 (任果販売得等の回答)

第I章 カードショッピング条項 第1条 (カードショッピングの利用方法)

新 (メートンメリセンノン/WH/J / 22) (1) 会員及びカード使用者が、次の各号に掲げる加盟店(以下これらを総称して「加盟店」という)でカードを提示し、所定の売上票にカードと同一の自己の署名を行うこと、またはCAT・POS(信用無会構来機)で所定の利

記しの署名を行うこと、またはCAT・POS(信用組合業を辿りて所定の相 用方法に基づきあらかしたことは、目前は内部電子を付置を有限し、もしくは自己の署名を行うことにより買い物と危害の規則を受けることがようできるものとします(国の利用なご開究の意味を選及とありまし、カードの利用可能性の機関性であってもこのが選が必要とものます)。ただし、カードの利用可能性の機関性であってもこのが認めを要とものます」。ただし、カードの利用では一般であるから、「「「中、②この加盟」に、「マスターカードに加盟した日本国は及び日本日の外のカードからからない。」のマスターカードに加盟した日本国は及び日本日の地域でカード機能等がカードラョンにフタードの担じいう。
(2)、河東よはこの加速度でカード機能等がカードラョンにフターとが多か。 立ちによって、カード機能等がカードラョンにフターと「一般をかるの著稿等に関する料金については、会員は、加盟はから負は対するからとます。最下スターカードを加盟にフォードを開発がカースターカードションにフタの利用で金額をといっては、会員は、加盟はから負は対するカードションにフタの利用で金額をといっては、会員は、加盟はから負は対するカードションにフタの利用で金額をといっては、会員は、加盟は、対しているのでは、またない。

す。 所有権は、当該カードショッピングの支払金完済まで乙にあるこ

とを、会員は認めるものとします。 (4) 乙は、会員またはカード使用者がカード利用可能枠を超えた利用をした 場合またはしようとした場合、カード利用可能枠以内であっても短期間 に換金性商品を連続して購入する等カードの利用状況が不審な場合、あ るいは第三者による不正利用の疑いがある場合において、カードの利用 を一時的に保留または停止することがあります。

ネット等による海外ギャンブル取引におけるカード利用や換金を目的と したショッピング取引におけるカード利用など、会員及びカード使用者 のカード利用が適当でないと判断した場合には、カードの利用をお断り

更情報等を乙が会員に代わって加盟店に通知する場合があります。 (9)会員及びカード使用者は、現金取得目的のカード利用等をしてはならな

(9会国及びカード使用形は、現金取得目的のカード利用等をしてはならないのとします。
「カードショッピンの海の月・支払方法等」
「カードショッピンの海の月・支払方法等」
「カードショッピンの海の月・支払方法等」
「カードショッピンの表が、11時は、7分割と、オース 年間 分解に、ボーナス 年間 分解に、ボーナス 年間 公確に、 11時は、7分割と、 7分割と、 7分割と、 7分割に、 7分割

入あっせんの手数料(本章において、リボルビング払いにおける包括信 用購入あっせん手数料と併せて、単に「手数料」という)は、下記のとおり

文払期間(か月)	1		2	3	ъ	ь	10	12	15	18	20	24	2~6
手数料の料率 (実質年率・%)	0	A 0	B 10.0	12.2	13.5	13.8	14.5	14.7	14.8	14.9	14.9	14.9	0
現金価格100円 当たりの手数料	0	0		2.04	3.4	4.08	6.8	010	100	10.04	10.0	16.32	0
の額(円)	U	Ů	1.20	2.04	3.1	4.00	0.0	0.10	10.2	12.21	13.0	10.32	Ů
●甲以外の加盟	把官	で利用	目の場	哈									
支払回数(回)	1	:	2	3	5	6	10	12	15	18	20	24	が大大 一括 払い
支払期間(か月)	1		2	3	5	6	10	12	15	18	20	24	2~6
手数料の料率	0	Α	В	122	13.5	138	145	147	148	149	149	14.9	0
(実質年率・%)	Ů	0	10.0	15.5	10.0	1000	11.0		1100	11.0	11.0		Ů
現金価格100円 当たりの手数料	0	0	1.26	2.04	3.4	4.08	6.8	8.16	10.2	12.24	13.6	16.32	0

の額(円) ボーナス併用分割払いの実質年率は、上記と異なる場合があります。 < 支払絵額の具体的算定例>

、又公昭朝の具体的界定門> 現金価格10万円、支払回数10回でカードを利用した場合 ●支払総額・・・10万円+10万円×6.8円/100円=10万6.800円 ●月々の分割支払金・・・・・・・10万6.800円÷10回=1万680円

ないものとします。 (4)①リボルビングれいの場合、会員は、カードショッピングの締切日にお

数料を加えた額が弁済金(支払額)以下となる場合は当該金額)を支払う ものとします。なお、当該弁済金(支払額)には①に定める方法により計 算された手数料を含むものとします。ボーナス併用払いは年2回を限度 とし、支払月及び加算金額 (1,000円単位) は会員があらかじめ乙に届け出

③リボルビング払いの場合、毎月の弁済金(支払額)は、次のとおりとします。 10,000円

E) ョッピングの支払会を罹滞1.た場合は、支払日の翌日か

会員がカードショッピングの文仏室を建御した場合は、又仏ロいエロル ら支払日に至るまで当該支払金に対し、以下の年率を乗じた額の遅延損 害金を支払うものとします。 ①支払回数が1回払い以外であり、かつ商品、役務、割賦販売法の定める 指定権利に関する取引については、当該支払金に対し、年14.6%を乗じ た額とカードショッピングの支払金の残金全額に対し、商事法定利率を

乗じた額のいずれか低い額。②リボルビング払い、支払回数が1回払い、 または支払回数が1回払い以外であっても割減販売法に定めのない権利 に関する取引については、当該支払金に対し、年14.6%を乗じた額。 (2)会員が、期限の利益を喪失したときは、期限の利益喪失の日から完済の 日に至るまでカードショッピングの支払金の残金全額に対し、以下の年

乙所定の割合による金額の払戻しを乙に請求できるものとします 第5条 (東ホケカロ7等を提供内容の相談 会員及びカード使用者が見本・カタログ等により申込みをした場合において、引き渡され、または提供された商品、役務が見本・カタログ等と相違していることが明らかなときは、遠やかに会員は、加盟内に商品の交換または、円程提令中に出るか、または清徳次質契約や交替後代表的(以下・元質契約)

第6条 (Cクレジット) 会員及びカード使用者が、ショッピングにあたり、ビクレジットを利用の 場合には、乙が指定する加盟店においては、売上票への署名に代えて、会員 自身が暗証者を登る端末機等へ入力するものとします。ただし、海末機の故 障等の場合もしくは別途乙が適当と認める方法を定めている場合には、他 の方法でカードを利用するものとします。

【反社会的勢力の排除について】 (1)会員及び連帯保証人予定者は、会員及び連帯保証人予定者が現在、次の いずれにも該当しないこと、かつ将来にわたっても該当しないことをラ イフカード株式会社(以下「当社」という)に確約するものとします。 ①暴力団(その団体の構成員(その団体の構成団体の構成員を含む)が集 版を与える者)。(2特殊知能等刀集団等(個各等に掲げる省以外の、等刀 間との関係を背景に、その歳力を用い、または暴力間との資金的繋がり を有し、構造的な不正の中核となっている集団または個人)。 8前各号 に掲げる者(以下) 暴力団員等)という)の共生者(暴力団員等の資金獲得 活動に乗し、または、暴力団員等の歳力、情報力、資金力等を利用するこ とによって自らの利益拡大を図る者(暴力団員等が経営を支配し、また は経営に実質的に関与する関係を有すると認められる者、不当に暴力団 員等を利用していると認められる関係を有する者、暴力団員等であるこ とを知って資金等を提供し、または便宜を供与する等の関係を有する者 暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有する者))。 ⑨その他前各

でに平する句。 (2)会員及び連帯保証人予定者は、自らまたは第三者を利用して次のいずれ ②会員及び運管部底入庁差者は、自らまたは第三巻を利用して次のです。 かに流法する方を行わないこと等社に維助するものとします。 ①第2的的な要素行為、②法的な責任を個えたか当な要求行為、③当社 返を確しし続き申したしてはまりをいて当たりの目を受損しまし 返を確しし続き申したしては、対しまり、で当たりの目を受損しまし の会員及び運管を組み上の子書が口に当ための中心をしたことが判明した。 は今員及び運管を組み上の子書が口に当ための中心をしたことが明明した は今前の関係を紹介さるといるといるとします。この時、つましま は今前の関係を紹介とことがつるものとします。この時、つましま 社における本は債務を直に支払ものとします。この時、つましま に分している。

【カード会員保障制度規約】 第1条 (カード会員保障制度の内容) カード会員保険制度(以下 1 不制度 」という)とは、ライフカード株式会社 (以下当社 」という)が会社に発行するタレジフトカード(以下 1 カード)とい う)または会員等か。有効開出、セキュリティコード等(以下 1 力・円能型 」と いう)が、紛失・盗難」という)により保障 期間中に他人に不正使用された場合において、会員が被る損害を当社が保

第2条 (保障期間) (1)本創度の保障期間はカード登録日から1年間とし、初日の午前0時から末 日の午後12時に終わります。 (2) 本制度は、カード会員資格存続中は毎年自動更新となります。

(2)不到成は、カート設計(依付条件は毎年日期更更だなります。 第3条 (紛失・進塵無比と損害後期期間) (1)カードまたはカード情報が紛失・盗難にあったときは、会員は直ちにその 旨を当社及び能力の警察がへ届けるとともは、当社所定の届旧書を提 出するものとします。ただし、カード情報の紛失・盗撃については、当社 への通知で促りるものとします。

します。
(3) 約末により当社が保障する損害は、前途の紛失・盗難の通知を当社が交 理した日の60日前以降に行われた不正使別による損害します。 粉金 (機能されない構御) 係ったとれたは同じとなったまたはカート ド情報かぶ正使用された場合、当社は保障の資を負わず、その損害の全部 を食物が損害するのとします。

|か回担するものとします。 同意をはカード使用者の故意または重大な過失によって生じた場合。 ①会員またはカード使用者の放棄または重大な選択によって生た場合 ②会員の役員もしくは定業員で必要の資産者によって使用された場合 合またはカード使用者の家族、同時人、留守人等、カード使用者の関係 若によって使用された場合。③金は、高級、役争また財産が入してい カードまたはカード特殊によって生じた場合。②会員規則に違反してい る状況において新史・選番が生じた場合。③カーの著名側にカード使 用者の署名がない状態で引着が優生した場合。⑤東等、施窓等、著しい 社会秩序の認及の部に命子・運参学生にお場合。⑦新年・業等の測度を 社会校庁の応品の時に朝天・董肇が生じた場合。 ②刺天・董肇の連加を 当社が受理した日の61日以前に損害が生じた場合。 ⑧会員またはカー ド使用者が当社の請求する書類を提出しなかったり、当社が行う被害状 況の両者に協力せず、また損害防止軽減のための努力を行わなかった場 なの調査に協力です。また組長物に軽減のごめの労力を行わなかったか 金、電解証券の人力を件する関いで制度が低生た場合。ただし、当社に 登録されている解証券分の管理について、会員またはカード使用者に改 意または過失ないと当社が認めた場合はこの限りではありません。値 転売を目的とした商品購入。その他会員が現金取得をま目的としたカー ドショッピンク利用等、社会的相当性を欠く利用を行った場合。電その

(1) 高温等についてのお問い合わせ、ご相談はカードをこ利用された無理に にご連絡ください。 (2) 本規約についてのお問い合わせ、当社に対するご相談、ご意見及び苦情 は、下記ライフカード株式会社におたずおください。 ライフカード株式会社 いてのお問い合わせ、ご相談はカードをご利用された加盟店

ライフカード株式会社 東京都港区芝231-19 パンザイビル 〒105-0014 カスタマーセンター/横浜市青業区荏田西1-3-20 〒225-0 TEL.(045)287-0071(受付窓口/インフォメーションセンター

個人情報の取り扱いに関する同意約款

いう)を含む当社との取引の与信判断及び与信後の管理のため、以下の

ます。 ①当社所定の申込書に会員が記載した法人名、代表者名、所在地、電 ①当社所定の申込書に会員が記載した法人名、代表名名、所在第、窓 語番号等の法人裁判情報。2当社所定の申込書に会員及び宣帝保証人 が記載した氏名、性別、年齢、生年月日、住所、電話番号、メールアドレ ス、勤務者、は勤めた内容)、窓機構成、住政状況等の属性に関する情報 (本契段及び本連衛保証契約締結後に当社か会員及び連衛保証人から連 型を受ける等により知り得を変度情報を含む、3本契約及び不連衛保 担を受ける等により知り得を変度情報を含む。3本契約及び不進衛保 和マシリの守により知り行た変更用報で目むり。 ③今次約及び今地市は 証契約に関する契約の種類、申込日、契約日、商品名、契約額、支払回数 包括信用購入あっせんの手数料、毎月の分割支払金または弁済金(支払 額)、支払方法、振替口座等、本契約及び本連帯保証契約の内容に関す る情報。①本契約及び本連帯保証契約に関する支払開始後の利用残高、 月々の返済状況、債権譲渡等の情報等、会員及び連帯保証人との取引に 関する情報。⑤本契約及び本連帯保証契約に関する会員及び連帯保証 人の支払能力を調査するためまたは支払施上における支払能力を調査するためまたは支払施上における支払能力を調査するためまた。 するため、会員及び連帯保証人が申告した会員及び適帯保証人の資係

二等社が変担に高水上目が合作を受けた「非菌等本、住民需等に認動の情報、⑦金利量が重要を表すという事としていません。 (日本の事をとした事実及び当該契約に関する参報的を取引を実践を受ける。 (日本の事をした事実及び当該契約に関するを報的を取引を実践を表する。 (日本の事をした事実及び当該契約に関するを報的を取引を表する。 (日本の事を表する。 (日本の事を表する。) (日本の事を表する。 (日本の事を表する。) (日本の事を表する。 (日本の事を表する。) (日本の事を表する。 (日本の事を表する。) (日本の事を表する) (日本の事を表する。) (日本の事を表する) (日本の事を表する。) (日本の事を表する) (日本の事をまする) (日本の事をまする) (日本の事をまするる) (日本の事をまする) (

加限比手数料等の精算のため、(1) ①一切の側人情報を利用することに 同意するものとします。 (4) 当社の企業プランドと共に当社の展集先企業の企業プランドをあわせ 表示したクセントカード以下投機カード」というと中込みの場合し、 当社なび提携カードの提供を企業(その総会社、関連会社、経済会社を 合み、以下「保護会企業」という会社は、2014年であイントーで ス、その他の提携カードに付着するカービスを当社及び提携的企業が共 同して提供するために全要が規則で(1) ②一切の情報を採用し、

同して提供するために必要を範囲内で (I) ①一級の個人情報を共同して 利用することに同意するものとします。 (5) 当社が保有する個人情報には、本申込み及び本連の展証契約時に会員 及び連常保証人から受削し行情報(当計が当該申込みを否決した場合) 及び本契約及び本連常保証契約が終了し、または会員及び連常保証人 が完活した後の情報を含むものとし、当社が一定期間利用することに同

変します。
第2条 (個人指輪の利用) 法社が下記の目的のために前3条(1)①・③の例
会員及び進帯除証人は、社社が下記の目的のために前3条(1)①・③の例
人指数を利用することに同意しまった。
(1)当社の事業とおける前端配格。前3倍のの事業における近点券
当当社の事業とおける前端を、前端配格。②社の事業における近点券
当当社の事業とは、カセント事業(クトジットカード事業をなわ、歳
実事業(配距集集を全代下事業の少定業が同等と当社の言葉を持ち、 出版日、提携が企業・その他年業力の言葉が同等と当社の言葉を持ち、 は人工活代する事業等で、当社の技術事業という。
第2条 (個人指導機能)のでお問るとしております。
第3条 (個人指導機能)のでお問るとしております。
第3条 (個人指導機能)のご覧用してお問るとしております。

3条 個几/備用情報機関への登録・利用 お計が加盟する個人信用情報機関・個人の支払能力に関する情報の収集 及び加盟会員に対する当該情報の提供を業とする着)及び当該機関と提 様する個人信用情報機関に振りた。会員、通び落底止入反でみ配偶者の 個人情報が登録されている場合には、会員及び連常採証人の支払能力、 表活能力の週後を目的に限り、当社がそれを利用することに同意します。

(2)会員及び連帯保証人の本契約及び本連帯保証契約に基づく個人情報 客観的な取引事実が、当社の加盟する個人信用情報機関に下表に定める期間登録され、当社が加盟する個人信用情報機関及び当該機関と提携 する個人信用情報機関の加盟会員により、会員及び連帯保証人の支払能力・返済能力に関する調査のために利用されることに同意します。

株式会社シー・アイ・シー (CIC) ①本契約及び本連帯保証契約に 当社が個人信用情報機関に照会 係る申込みをした事実 した日から6か月間 ②本契約及び本連帯保証契約に 契約期間中及び契約終了後5年以 係る客観的な取引事実 (3)債務の支払いを延滞等した事実 契約期間中及び契約終了後5年間

株式会社日本信用情報機構(JICC 登録情報	登録期間
2027-111111-	豆腐焖间
①本申込みに基づく個人情報(本人を特定する情報ならびに申込 日及び申込商品種別等の情報)	当社が個人信用情報機関に照会した 日から6か月以内
②本契約及び本連帯保証契 約に基づく個人情報のうち 本人を特定するための情報	契約内容、返済状況または取引事実 に関する情報のいずれかが登録さ れている期間
③契約内容及び返済状況に 関する情報	契約継続中及び契約終了後5年以内
④取引事実に関する情報	契約継続中及び契約終了後5年以内 (ただし、債権譲渡の事実に係る情報については当該事実の発生日から 1年以内)

(3)当社が加盟する個人信用情報機関の名称、住所、お問い合わせ電話番号 は下記のとおりです。また、本契約及び本連番保証契約期間中に新たに 個人信用情報機関に加盟し、登録・利用する場合は、別途、書面により通 知し、同意を得るものとします。

①株式会社シー・アイ・シー (CIC) (割賦販売法及び貸金業法に基づく

衆関) 〒101-0042 東京都干代田区神田東松下町41-1

〒100-8216 東京都千代田区丸の内1-3-1 (平成32年までは、東京都千代

TEL.(03)3214-5020 http://www.zenginkyo.or.jp/pcic/ ※全国銀行個人信用情報センターの加盟資格、加盟企業名等の詳細は、 上記の同社のホームページをご覧ください。 ②CICとJICCとは互いに提携する個人信用情報機関です。

(5)上記(3)に記載されている当社が加盟する個人信用情報機関に登録する

情報は、以下のとおりです。 ①株式会社シー・アイ・シー (CIC) 長名、生年月日、住所、電話番号、勤務先、勤務先電話番号、運転免許証 等の記号番号等本人を特定するための情報、契約の種類、契約日、契約額 貸付額、商品名及びその数量・回数・期間、支払回数等契約内容に関する

情報、利用残高、割賦残高、年間請求予定額、支払日、完済日、延滞等支 情報、予切が成功、割断が入場、予切が入場、予切が、大変は、大変は、元のは、場合のテ 込い状況に関する情報とよります。 ②株式会社日本信用情報機構(ICC) 本契約に基づく法人貸付情報(法人名、代表者名、所在地、電話書号等の 個人情報を含む、法人識別情報及び貸付日、貸付金額、入金日、残高金

64条 (個人情報の提供・利用) は負担が正常な証法は、提携カードの場合において、当該提携先企業が、 販売事業、サービス提供事業、その他上部第2条に記載の各目的(この場 がにおいて上記目的中)当社の事業とあるのは、「技術先企業の事業と 該替えます)のため、当社が第1条(1)(1)(一③の個人情報を提供し、提携 先金業が利用することに同意します。

ができます。 ①当社に関示を求める場合には、第8条記載のセンターに連絡してくだ さい、間示高求手続き(受付窓口、受付方法、必要な書類、手製料等)詳 細についてお答えします。また、間示高求手続きにつきましては、当社 ホームページ (http://www.lifecardco.jp/ でお切らせしております。②

絡してください。 (2)万一個人情報の内容が事実でないことが判明した場合には、当社は、速 やかに訂正または削除に応じるものとします。 第6条 (本約数に不同意の場合)

第6条 (本内歌江・不明整の場合) 当社は、会員及び電管保証人が本売的及び本連管保証契約の必要な記載 事項(カード人会中込書投び連管保証契約の次載で会員及び運管保証人 が記載すべき事項の記載を看望し、場合及び本局の行首の全部とし は一部を承認できない場合、本契約及び本通管保証契約をお削りすること があります。ただ、本等成準別は、公当社からの宣信・即制御の活性 宣伝情報等の監信を行うことに同意しない場合でも、これを理由に当社が 本契約反び本通管展型的を指令でも、これを理由に当社が 本契約反び本通管展型的を指令でも、これを理由に当社が 本契約反び本通管展型的を指令でも、これを理由に当社が 条に同意しない場合でも、当社が会員及び連帯保証人に対して送付する請求書に同封される宣伝物・印刷物の抜き取りはできません。

(7架 (回駆♡収刷)本約款第2条及び第4条による同意を得た範囲内で当社が当該情報を利用 提供している場合であっても、中止の中居があった場合は、それ以降の第2 条による当社からの宣伝物・印刷物の送付、宣伝情報等の送信及び第4条による提携先企業への提供を中止する措置をとります。なお、第6条なお書き

記のセンターにお願いします。 カスタマーセンター/横浜市青業区荏田西13-20 〒225-0014 プロ (^45) 997 0971 (赤砂線ロ / インフォメーションセンター)

パハフィーマンター/ 病院市育業が任田園は3:20 〒225:0014 下圧(105)267001 (受情犯してインフォイッションセンター) 第9条 (本契約及び本連帯保証契約が不成立の場合) 未契約及び本連帯保証契約が小成立の場合であっても本申込みをした事実は、額3条及び第3条(2)に添っる。高級契約の小成立の理由の制度を関わて一定期間側目されますが、それ以外に利用されことはありません。

7 一た別同時利用されますが、でれながれ、利用されることはありません。 第10条 (報約の変更) 本約款は法令に定める手続きにより、必要な範囲内で変更できるものとし、同意の取得もしくは適切な方法での通知または公表を行うものとします。

お客様の控えとして、 お手元にお持ちください。